凡　　例

1.『立命館法学総目次・総索引』には，下記の現行ならびに過去の研究紀要に掲載された研究業績を収録した。

⑴　立命館學叢

⑵　法 と 經 濟（戦前）

⑶　立命館大學論叢

⑷　法 と 経 済（戦後）

⑸　立命館法學

⑹　RITSUMEIKAN LAW REVIEW（International Edition）

戦前にはこのほかに法学・政治学に関する若干の学術的論稿を掲載した「立命館學誌」も刊行されたが，これは純学術雑誌とはいいがたいので，『立命館法学総目次・総索引』への収録対象雑誌とはしなかった。

2. 原則として紀要の原文をそのまま採用したが，明らかに誤字と思われるものは訂正した。また，表記の統一上，一定の手を入れさせていただいた部分もある。

3. 本書は，上記各種研究紀要掲載文献を個人別に収録した「執筆者名索引」と，各紀要の各号の表紙を（戦後の紀要「法と経済」「立命館法學」については裏表紙の欧文表紙も）収録した「号別目次」とからなる。

4. 上記⑴～⑷の研究紀要には法学・政治学以外の分野の研究業績も掲載されているが，法学・政治学の研究業績と載然と区別しづらいものもあるため，とりあえず全ての掲載論文，資料等を本書に収録した。

5.「執筆者名索引」は，⑴～⑸の和文紀要を対象にした「和文紀要執筆者名索引」と⑹の欧文紀要を対象にした「欧文紀要執筆者名索引」との二種類からなる。「和文紀要執筆者名索引」は，五十音順に人名を配列した。韓国，朝鮮人の人名については朝鮮語の読みにしたがい五十音順で配列したが，漢字表記の人名を音読みすることもかつては行われていたので，検索の便宜上，音読みも併用した。西洋人の人名については，姓名のうち姓を五十音順で配例し，名を（　）内に表記した。「欧文紀要執筆者名索引」

についてはアルファベット順に人名を配列した。

6. 共同研究あるいは翻訳の分担者，判例研究の報告者等は，紀要の表紙に名前が書かれないが，個人の研究業績をできるだけ正確に把握するという観点から，それらの分担者・報告者の名前が判明するものについては「執筆者名索引」に収録した。
7. 「執筆者名索引」では，各人の研究業績を論説，資料，紹介，判例研究等の項目別に配列した。紀要により項目の名称が異なるが，大まかなところで統一した。
8. 「号別目次」については，古い雑誌から順番に表紙を収録した。上記六種の紀要のうち，「立命館學叢」と「立命館大學論叢」の表紙は縦組みであるが，本書では横組みで統一した。